

あおいろといろ

青色十色 2021 No.209

一月号

青色十色 2021年1月10日発行・編集
 公益社団法人小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24 TEL.0465-24-2611 info@airo-odawara.com
 ご来会時はマスクの着用をお願いします。/会館駐車場は手続のため、公共交通機関のご利用にご協力ください。



新春のあこびを 申し上げます

新年中は大変お世話になりました。皆様のご来会と御礼申し上げます。新年も青色申告会をよろしくお願ひいたします。

令和三年 1月 日
 公益社団法人 小田原青色申告会
 会長 長 志村 宗男

令和3年2月1日(月) 確定申告指導会オープン 関連記事2・3・4面

ご利用には「**来場日時**の**事前申込**」が必要です!

全ての皆様に安心・安全に会場をご利用いただくため、**新型コロナウイルス感染症拡大防止**の観点から次の対策を実施します

- ①「**来場日時**の**事前申込制**」の導入
 - ◇ご来場にあたっては**来場日時**の**事前申込**が**必須**となります。事前申込をされていない方のご来場はお受け致しかねます。
 - ◇「**指導開始時間**のご予約」ではありません。**申し込まれた時刻を自便にご来場**いただいた後は、当日の受付順にてご指導させていただきます。
 - ◇コロナ対策として分散来場を推奨するため**事前申込制**です。お申込の時刻から約15分前のお誘導のご案内はお願い申し上げます。
- ② **飛沫防止パネル設置など各種感染症対策の実施** (詳細4面)



年末調整 個別指導会のご案内

専従者給与・従業員給与(パートを含む)を
支払っている方へ

源泉徴収の
新制度
1/20

令和3年
1月4日(月)
~20日(水)

9時~17時(最終日は正午まで)
 ※会期中正午・日・お盆の期間を除く
 10月(日)・16日(土)の9時~17時のみです。

会場：青色会館3階
 (会場が変更になりました。)

ご予約いただくの

右記のサイトにアクセスし、**画面の表示に従ってご来場日時のお申込み**をお願い致します

事前申込専用サイト
<https://airo-odawara.res.jp/>

お申込みにあたっては、今月号同時の案内チラシまたは本会ウェブサイトも併せてご確認ください
皆様安全かつスムーズに指導会場をご利用いただくため、インターネット経由での早目のお申込みをお願い致します

※記憶処理サービスご利用の皆様は、従来どおり担当者との個別のお約束により対応させていただきますので、上記の事前申込は不要です。

ご自身での決算作成に不安のある方
 令和2年に新たに事業を開始した方 など

正会員限定
予約制

決算確認指導会

令和3年1月4日(月)~1月20日(水)
 1月9日(土)は休館

平日：9時/10時/11時/13時/14時/15時/16時
 土日祝：9時/10時/11時 (お一人45分程度)

青色会館3階・会議室
 (小田原市本町2-3-24)

令和2年分の確定した決算書
 過去2年分の決算書及び確定申告書の控え
 (所得税・消費税)

令和2年に購入した10万円以上の資産がある方は
 金額や内容がわかる書類
 金融機関や中継サービスをお申込みの方は11月に郵送された計算書
 認印・筆記用紙・電卓

TEL.0465-24-2614 (平日：9:00~17:00)
 MAIL.soudan@airo-odawara.com

確定申告指導会のご案内

確定申告指導会場 営業日カレンダー

月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	28								
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	7	8	9	10	11	12	13	14	15

※休館日

※お申し込みの際はぜひ公共交通機関をご利用ください。
 ※会館駐車場は手続のため、予約開始は常に混雑いたします。車の場合は、恐れ入りますが近隣の有料駐車場をご利用ください。
 ※消費税込申告指導会は3月17日(水)より開設します。詳細は次号でご案内致します。

① **会場の特徴**
 ◇公益事業として、理士会との協力のもと、会場は在来品の**無償の自主申告**のお手厚いをしております。
 ※個人情報保護等の観点から、確定申告書をお預かりしたの取扱費は、e-Taxでの申告については会員限定とさせていただきます。

② **ご利用の皆様へ**
 ◇確定申告指導会の運営は、会員の皆様の会費で賄われております。本会員の皆様には何卒この機会をご理解いただき、ご入会いただくには致しております。
 ※本会員の皆様の会場利用に関しては4面に記載しております。

③ **ご注意**
 ◇お引当金の取入金額が400万円以下の方は「国税庁」の要件に当てはまる可能性があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。
 ◇税理士の方とは税理士にご相談ください。

④ **次回関わる申告は「税務署」にてご相談ください**
 ◇株主の売却(e-tax)申請
 ◇土地・建物の売却
 ◇贈与税
 ◇相続税
 ◇任意全額特別控除(e-tax)

**確定申告に関するご相談は
 国税局の電話相談センターをご利用ください**

当会では、確定申告前(2月1日~3月15日)のお電話でのお問い合わせは受付付けておりません。確定申告指導会にご来場いただくか、国税局の電話相談センターをご利用ください。
 ※電話相談センターのご利用方法は4面に記載しています